

江戸川区痛みやわらげ生活支援事業に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、税制改正に伴い非課税であった者が、新たに課税者となった場合に、当該者の生計の維持を図り、より一層充実した生活を送ることができるよう江戸川区内共通商品券（以下「共通商品券」という。）を交付する事業（以下「痛みやわらげ生活支援事業」という。）を実施し、もって区民生活の支援及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付資格)

第二条 痛みやわらげ生活支援事業により共通商品券（江戸川区商店街振興組合連合会が発行する江戸川区内共通商品券をいう。以下同じ。）の交付を受けることのできる者は、江戸川区の区域内に住所を有し、平成十七年度の特別区民税（江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）に基づき課税される特別区民税をいう。）が非課税であった者で、次の各号のいずれかの事由により、平成十八年度の特別区民税が課税されることとなったものとする。

- 一 高齢者控除の廃止
- 二 公的年金等の控除の見直し
- 三 年齢六十五歳以上の者の非課税措置の廃止

(交付額)

第三条 痛みやわらげ生活支援事業により交付する共通商品券の額は、一人当たり一万円とする。

(申請及び通知)

第四条 共通商品券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定により申請があったときは、第二条の規定による資格の有無を審査し、共通商品券の交付について可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(返還)

第五条 区長は、偽りその他不正な行為により共通商品券の交付を受けた者がいるときは、既に交付を受けた額の共通商品券を返還させることができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十八年十二月一日から施行し、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

(説明)

区民生活の支援とともに福祉の向上を図るため、江戸川区痛みやわらげ生活支援事業を実施し、共通商品券を交付する必要があるため本案を提出いたします。